

平成28年横瀬町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月25日(水) 午前10時から10時36分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一

7. 会議の概要

議長 それでは、始めさせていただきます。本日は、委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第6回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

6番、今井健司委員、7番、木崎泰明委員のご兩名をお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了します。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時 3分

再 開 午前10時 3分

議長 再開いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いいたします。

平沼推進委員 昨日町田恒夫委員と午前中に現地を見ました。特に現地の状況ですが、今事務局から説明があったわけですが、排水等は、北側に町道が通っていて、そこへ排水となっておりますので、農業に対する影響等はおおむ

ね少ないと考えております。

以上であります。皆様ご審議をよろしく申し上げます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の4番、町田委員、お願いします。

町田委員 ただいま推進委員の平沼委員から説明があったとおりでございますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

9番。

岸岡委員 初めての会議になりますので、一言二言ちょっと質問させていただきま

す。
9番の岸岡ですが、お手元の資料で3ページ目に委任状というのがございます。委任状を見ていただきますと、この委任状での申請の業務というのは、私は初めて書類として見る次第でございますが、この委任状の位置づけで、〇〇〇〇〇事務所がございまして、第三者機関にこの委任の業務を一切まとめて頼むというシステムというのは、法律上許されるのかどうかを聞きたいと思っております。

それとあわせて、この〇〇〇〇〇事務所はどんな規模でどんな仕事をされているのかどうか、この事務所の経歴等がわかりましたら教えていただけますか。

以上2点についてお願いいたします。

議長 事務局。

事務局 ただいま9番委員さんからご質問がございました。最初に、委任状に関する件でございます。今回、2人が〇〇〇〇〇さんに委任をして代理申請をしたということで、これは委任状をもって一般的に資格のある人がその申請者にかわって代理申請をすることで、行政書士さん等がいますけれども、申請者から委任を受けて代理申請をすることでございます。法律上何ら問題もございません。

それと、先ほど委任者である会社の名前がありましたけれども、その関係については、本会議では個人情報等もございまして、休憩中にて説明をさせていただければ幸いです。

以上でございます。

議長 9番。

岸岡委員 今ご説明ありましたとおり、休憩を通してそのお話を聞かせていただければありがたいと思います。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時32分

議長 再開いたします。

他に質疑ございませんか。

7番。

木崎委員 教えてほしいのですけれども、案内図をごらんください。この現在申請地の左上に水田がございますが、先ほど平沼委員の説明ですと排水状況はおおむねという表現をされておりました。この水田に引き込む農業用水との絡みというのは、もう全然、公図の写しの中に水という表現が出ていますけれども、これが農業用水というような形で理解をして、この水田に引き込む水は、もうこの申請地からの排水が出た場合には、水田には影響がないと判断でよろしいのでしょうか、その辺をお伺いします。

議長 事務局。

事務局 お手元の資料に事業計画書の後に建物配置図及び排水計画書がございます。先ほど平沼推進委員さんからご説明があったとおり、浄化槽を北側に設けまして、排水計画書は後ろのほうなのですが、この排水計画書をごらんいただきますとわかると思うのですけれども、建築予定建物がございます。その上に、合併浄化槽7人で北側にございますけれども、その北側に町道の3094号線がございます。その道反対に道路のU字側溝がありまして、この水路は道路排水をするための水路でございますので、特に用水等ではございません。北側にあります農地につきましては、今回の転用の排水に関しては、影響はないということになります。よろしいですか。

以上でございます。

議長 7番。

木崎委員 ご説明ありがとうございました。そうしますと、この流末に関するその排水と農業用水との系列というのは、別に区画されているという考え方でよろしいわけですね。

議長 事務局。

事務局 そのとおりでございます。

木崎委員 ありがとうございます。

- 議 長 よろしいですか。
他にございませんか。よろしいですか。
〔「なし」〕
- 議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第13号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
〔挙手全員〕
- 議 長 全員賛成でございます。
よって、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。
ここで、会議録での字句の整理についてお諮りします。
会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」〕
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように処理をさせていただきます。
本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時36分)